

岐阜県公報

第 六 百 十 五 号

令和 七 年 八 月 十 九 日

(火 曜 日)

目 次

- 告 示
- 道路の区域変更
(道路維持課) 三七七^{ページ}
- 公 示
- 落札者等に関する公示
(市町村課) 三七七
- 令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施
(商工労働政策課) 三七八
- 正 誤
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正
(人事委員会) 三七九
- 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則中訂正
(同) 三七九

告 示

岐阜県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年八月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後別		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		大 瑞 西 浪 線		瑞浪市明世戸狩字葉師堂前八〇六番一 地先から 同 市同 町同 字森下 八三一 番一 地先 まで		前		九・一 二 三・八		二二〇・六			
		後						一〇・八 二 四・六		二二〇・六			

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年八月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達する役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム機器調達、保守及び運用等業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年6月18日
- 4 落札者を決定した日 令和7年7月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号
NECキヤピタルソリューション株式会社中部支店
中部支店長 菱木 裕一郎
- 6 落札金額 106,261,980円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課企画行政係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公示します。

令和七年八月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 試験期日及び時間 令和七年十一月十四日(金)午前十時から正午まで(一二〇分)
- 二 試験場所 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁議会議棟一階 第一会議室
- 三 試験科目
- 1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和七年八月二十一日(木)から岐阜県商工労働部商工労働政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所で配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書等請求」と朱書して、百十四分の切手(三部まで送付可)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工労働政策課に請求してください。

2 申込方法

(一) 郵送又は持参による申込み

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工労働政策課に提出してください。

(ア) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし。)

(イ) 受験票(用紙は、受験願書と同時に配布します。)

(二) インターネットによる申込み

以下のURLにアクセスして申し込んでください。

申込ページ: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6370.html>

3 申込受付期間

(一) 郵送又は持参による申込み

令和七年十月一日(水)から同月十五日(水)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書等在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工労働政策課に送付してください。令和七年十月十五日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(二) インターネットによる申込み

令和七年十月一日(水)午前八時三十分から同月十五日(水)までとします。

令和七年四月一日号外(三) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

令和七年四月一日号外^(四) 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（岐阜県人事委員会規則第十三号）三頁下段前から三行目中「削り」は「削り、同部障がい者職業能力開発校の項四級の欄及び五級の欄中「校長」を「本長又は事務長」に改め、」の、三三頁上段前から四行目中「別表第一イの表知事の部」は「別表第一イの表知事の部農林事務所の項六級の欄及び八級の欄中「及び~~農林~~農林事務所」を「~~農林~~農林事務所及び~~飛騨~~農林事務所」に改め、同部」の、同頁下段前から三行目から六行目中「別表第一チの表知事の部家畜保健衛生所の項五級の欄中「東濃家畜保健衛生所」を「中濃家畜保健衛生所」に改め、同項六級の欄中「濃勢推進鑑」を「濃勢推進監」に、東濃家畜保健衛生所」を「中濃家畜保健衛生所」に改め、同項七級の欄中「濃勢推進鑑」を「濃勢推進監」に改める。」は「別表第一チの表知事の部保健所の項五級の欄中「課長（保健所の事務所の課長に限る。）の職務」を削り、同項六級の欄及び七級の欄中「課長（保健所の事務所の課長を除く。）」を「副所長又は課長」に改め、同部衛生専門学校の項三級の欄を次のように改める。

別表第一の表知事の部衛生専門学校の項四級の欄中「教務主任」を「教務主任（園林技工）学料の教務主任を除く。）」に改め、同部食肉衛生検査所の項五級の欄中「課長」を「課長（飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長を除く。）」に改め、同項六級の欄及び七級の欄中「食肉検査監」を「食肉検査監又は課長（飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長に限る。）」に改め、同部家畜保健衛生所の項五級の欄中「東濃家畜保健衛生所」を「中濃家畜保健衛生所」に改め、同項六級の欄及び七級の欄中「病状鑑定監、運携推進

職」を「家畜防疫対策監、病性鑑定監、連携推進監」と、「東濃家畜保健衛生所」を「中濃家畜保健衛生所」と改める。
別表第一りの表知事の部保健所の項五級の欄中「課長（保健所の事務所の課長に限る。）の職務」を削り、同項六級の欄中「（保健所の事務所の課長を除く。）」を削り、同級希望が丘こども医療福祉センターの項四級の欄中「看護師長の職務」を削り、同項五級の欄中「上席看護師長の職務」を削る。」の通り。

令和七年八月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社